

滋賀県公害防止条例の一部を改正する条例新旧対照表

旧	新
第 1 条から第 10 条（略） 第 11 条 知事は、前条第 2 項の規定による許可の申請があつた場合において、その内容が次の各号に掲げる許可基準のいずれかの基準に適合しないと認めるときは、同条第 1 項の許可をしてはならない。 (1) (略) (2) 大気汚染防止法第 3 条第 1 項に規定する排出基準、大気汚染防止法第 4 条第 1 項の規定に基づく排出基準を定める条例(昭和 47 年滋賀県条例第 59 号)に規定する上のせ排出基準および<u>第 9 条第 1 項第 3 号</u>に規定する排出基準のそれぞれの基準のうち、大気汚染防止法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する物質に係る排出基準 第 12 条から第 23 条（略） 第 24 条 知事は、第 21 条または前条の規定による届出があつた場合において、排水水の汚染状態が第 9 条第 1 項第 1 号<u>もしくは第 2 号</u>に規定する排水水に係る排水基準（以下単に「排水基準」という。）に適合しないと認めるとき、特定地下浸透水が有害物質を含むものとして規則で定める要件に該当すると認めるとき、または有害物質保管移送施設から当該要件に該当する有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあると認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造もしくは使用の方法、汚水等の処理の方法もしくは有害物質保管移送施設の構造もしくは使用の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る	第 1 条から第 10 条（略） 第 11 条 知事は、前条第 2 項の規定による許可の申請があつた場合において、その内容が次の各号に掲げる許可基準のいずれかの基準に適合しないと認めるときは、同条第 1 項の許可をしてはならない。 (1) (略) (2) 大気汚染防止法第 3 条第 1 項に規定する排出基準、大気汚染防止法第 4 条第 1 項の規定に基づく排出基準を定める条例(昭和 47 年滋賀県条例第 59 号)に規定する上のせ排出基準および<u>第 9 条第 1 項第 2 号</u>に規定する排出基準のそれぞれの基準のうち、大気汚染防止法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する物質に係る排出基準 第 12 条から第 23 条（略） 第 24 条 知事は、第 21 条または前条の規定による届出があつた場合において、排水水の汚染状態が第 9 条第 1 項第 1 号に規定する排水水に係る排水基準（以下単に「排水基準」という。）に適合しないと認めるとき、特定地下浸透水が有害物質を含むものとして規則で定める要件に該当すると認めるとき、または有害物質保管移送施設から当該要件に該当する有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあると認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造もしくは使用の方法、汚水等の処理の方法もしくは有害物質保管移送施設の構造もしくは使用の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を

る計画の廃止を含む。) または第 21 条の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

第 25 条から第 32 条 (略)

第 33 条 知事は、第 30 条または前条の規定による届出があつた場合において、その届出に係るばい煙発生施設に係るばい煙が第 9 条第 1 項第 3 号に規定するばい煙発生施設に係る排出基準 (以下単に「排出基準」という。) に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るばい煙発生施設の構造もしくは使用の方法もしくはばい煙の処理の方法に関する計画の変更 (前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。) または第 30 条の規定による届出に係るばい煙発生施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

第 34 条から第 50 条 (略)

第 50 条の 2 土壤調査において土壤の指定有害物質による汚染状態が土壤基準に適合しない指定有害物質使用地内で土地の形質の変更をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法および着手予定日その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 土壤汚染対策法第 7 条第 1 項 または第 2 項 の規定による 命令 に基づく汚染の除去等の 措置 として行う行為

含む。) または第 21 条の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

第 25 条から第 32 条 (略)

第 33 条 知事は、第 30 条または前条の規定による届出があつた場合において、その届出に係るばい煙発生施設に係るばい煙が第 9 条第 1 項第 2 号に規定するばい煙発生施設に係る排出基準 (以下単に「排出基準」という。) に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るばい煙発生施設の構造もしくは使用の方法もしくはばい煙の処理の方法に関する計画の変更 (前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。) または第 30 条の規定による届出に係るばい煙発生施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

第 34 条から第 50 条 (略)

第 50 条の 2 土壤調査において土壤の指定有害物質による汚染状態が土壤基準に適合しない指定有害物質使用地内で土地の形質の変更をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法および着手予定日その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 土壤汚染対策法第 7 条第 1 項の規定による 指示 に基づく汚染の除去等の 措置または同条第 4 項の規定による命令に基づく指示措置等 として行う行為

(2) (略) (3) 当該指定有害物質による汚染について、土壤汚染対策法<u>第7条第4項</u>の技術的基準に適合する指定有害物質による汚染の除去の措置またはこれに相当する指定有害物質による汚染の除去の措置が講じられていると認められる土地において行う行為 2 (略) 第50条の3から第50条の4 (略) 第50条の5 (略) 2 (略) 3 次に掲げる場合には、前2項の規定は、適用しない。 (1) 当該指定有害物質による汚染について、土壤汚染対策法第7条第1項<u>または第2項</u>の規定により汚染の除去等の措置を講ずべきことを<u>命ずることができる</u>場合 (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) 当該指定有害物質による汚染について、土壤汚染対策法<u>第7条第4項</u>の技術的基準に適合する指定有害物質による汚染の除去等の措置またはこれに相当する指定有害物質による汚染の除去もしくは拡散の防止のための措置が講じられていると認められる場合 4 (略)	(2) (略) (3) 当該指定有害物質による汚染について、土壤汚染対策法<u>第7条第6項</u>の技術的基準に適合する指定有害物質による汚染の除去の措置またはこれに相当する指定有害物質による汚染の除去の措置が講じられていると認められる土地において行う行為 2 (略) 第50条の3から第50条の4 (略) 第50条の5 (略) 2 (略) 3 次に掲げる場合には、前2項の規定は、適用しない。 (1) 当該指定有害物質による汚染について、土壤汚染対策法第7条第1項の規定により汚染の除去等の措置を講ずべきことを<u>指示することとされる</u>場合 (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) 当該指定有害物質による汚染について、土壤汚染対策法<u>第7条第6項</u>の技術的基準に適合する指定有害物質による汚染の除去等の措置またはこれに相当する指定有害物質による汚染の除去もしくは拡散の防止のための措置が講じられていると認められる場合 4 (略)
--	--